令和6年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち スマート農業の総合推進対策のうちデータ駆動型土づくり推進 審査基準

本事業の補助金交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目(採点基準)及びポイントは以下のとおりとする。これに基づき申請ごとに採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から予算額の範囲内で補助金交付候補者を決定する。

	審査の項目・審査基準	ポイント
【事業実施計	画及び内容の妥当性・効率性】	
【事業表施計	国及び内容の妥当性・効率性	a 5ポイントb 3ポイントc 0ポイントc 0ポイントb 3ポイントb 3ポイントc 0ポイントc 0ポイント
	a 開発しようとする AI による土壌診断技術の対象品目数が 5 品目を上回っており、農業者の営農改善に活用できるような処方箋を出力するシステムを想定した計画となっている。 b 開発しようとする AI による土壌診断技術の対象品目数が 5 品目を上回っているが、農業者の営農改善に活用できるような処方箋を出力するシステムが想定されているか不明である。 c 開発しようとする AI による土壌診断技術の対象品目数が 5 品目を下回っている。	a 10 ポイント b 5 ポイント c 不採択
【事業実施主体の適格性】		
	 事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。 お子に適切な事業実施体制となっている。 事業実施体制は整っているが、十分とは言えない。 事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか。 有している。 有している。 有していない。 ① 土壌分析・診断に関するこれまでの実績 本壌に関する知識を十分に有した者が参画していて、これまでに土壌分析・診断の実績が非常に多くある。 出壌に関する知識を十分に有した者が参画していて、これまでに土壌分析・診断の実績がある。 これまでに土壌分析・診断の実績がない。 	a 5ポイント b 3ポイント c 不採択 a 5ポイント b 不採択 a 10ポイント b 5ポイント c 0ポイント
【交付決定取	(金) AI に関するこれまでの実績	a 10 ポイント b 5 ポイント c 0 ポイント a 0 ポイント b 不採択

注1:上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は、不採択とする。

注2:同点の場合には、満点の項目の多いものを採択するものとする。

(満点 計50点)